4）整備の状況

・二俣瓜生田官軍砲台跡においては、平成 29(2017)年度より 3 ヵ年かけて約 4,000 ㎡（全 8,929 ㎡）における整地芝張を実施している。また、平成 29(2017)年に隣接地（現在の進入口）付近に熊本県の観光案内板を設置している。現在、史跡西側の土地に防災施設を兼ねた駐車場を整備中（令和 3(2021)年度現在樹木整理中）である。

・二俣古閑官軍砲台跡においては一部公有地化しているが、未整備状態であり、史跡地外に仮設の解説板を設置している。

5）課題

①遺構・遺物の保存

・両砲台跡は、西南戦争当時から土地の大きな改変が行われていないものと思われるが、当時の状況をイメージさせるものがなく、来訪者に史跡の価値を伝える事ができていないため、遺構等、価値の顕在化が必要である。

②眺望の確保

・両砲台跡は、東側に位置する田原坂を砲撃するための陣地である。そのため、古写真にも明らかなように東側の眺望が良好だったと思われる。しかし、現在は二俣台地東側斜面を覆う孟宗竹林等により眺望が塞がれている（④）。

③解説・案内

・瓜生田地区の轍跡や硬化面等の遺構や、両砲台の間にある西南戦争時の政府軍本営出張所跡（指定地外）等の解説が示されておらず、来訪者に史跡の価値を伝えることができていないので、サインや解説版の設置を検討する。

④駐車場

・史跡には駐車場がないため、来訪者は道路に駐車をしている。それを受けて現在、西側隣接地（⑦）に防災施設を兼ねた駐車場を整備している。今後、史跡と駐車場の動線を計画する必要がある。

⑤両砲台をつなぐ道路

・両砲台間を結ぶ道路は二俣台地崖面に沿う狭小な生活道であり、一般車両の通行を促すのは危険である。また、崖面に広がる孟宗竹林により薄暗く歩行者の安全が懸念される（⑨）。

・誘導サインが分かりづらいため改修が必要である。

（4）正念寺

1）現状

戦闘の痕跡を示す弾痕が山門に残存しているが、誘導・名称サイン、解説板、駐車場等が無く来訪者に史跡の価値や存在を伝えることができていない。

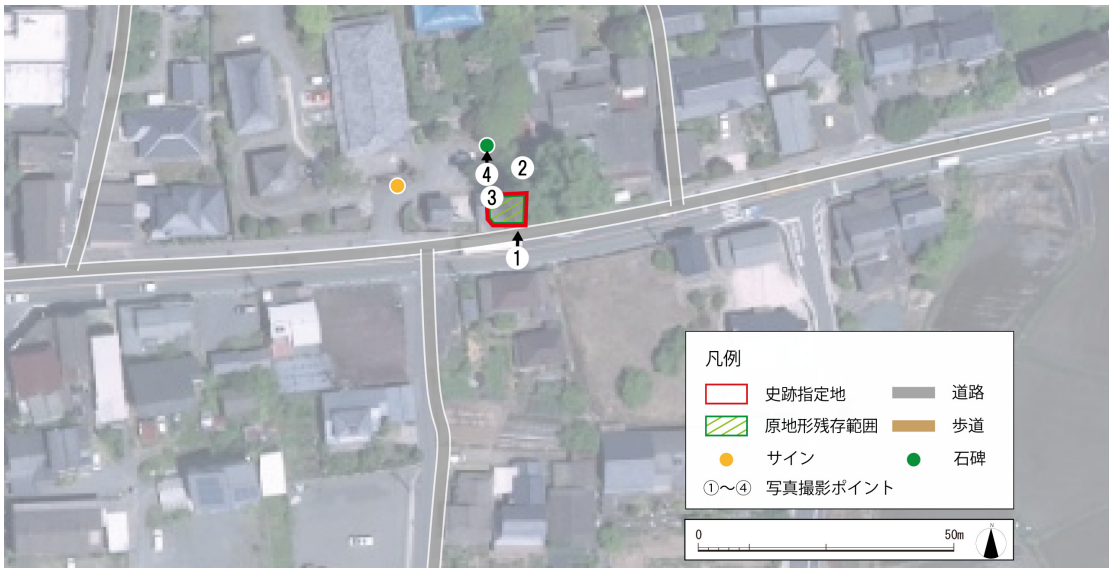

図 56. 正念寺現況平面図

①. 山門

②. イチョウ大木

③. 山門に残る銃弾

④. 日本赤十字社発祥に関する石碑

２）価値の分布と保存の状況

・山門（①）はほぼ当時のまま残っており、当時の弾痕やささったままの銃弾（③）が現存する。

・山門東側に立つイチョウの木（ふるさと熊本の樹木登録樹・平成 2(1990)年 4 月 9 日登録、第 152 号、樹齢約 400 年）（②）は史跡地外であるが、西南戦争時にはこの樹の下で政府軍が休憩し、戦傷者の治療を行ったという伝承が残り（玉東町史Ｐ68）、当時の写真にも写りこんでいる。

・境内地は史跡地外であるが、仮埋葬が行われたという記録があるため、遺構が残っている可能性がある。

３）公開活用の現状

・個人や数人のグループ単位での来訪者が多い。

・来訪者は主に正念寺駐車場に車両を乗り入れ山門やその周辺の日本赤十字社発祥に関する石碑（④）を見学している。

・簡易解説板（玉東町教育委員会設置）からスマートフォン等で QR コードを読み取り音声案内を聞くことができる。

・Web 上に掲載された西南戦争マンガの続編にアクセスできる QR コードが設置されている

４）整備の状況

・現在、特段の整備は行っていない。

５）課題

①山門の保存

・山門や柱に残る戦闘の痕跡を示す弾痕が残存しているが、その保護のために説明板による表示や注意喚起等、何らかの対策を講じる必要がある。

②境内地の保存

・指定範囲地外の区域、特に境内地については、埋葬の痕跡が残っていることが考えられるため、可能な限り現状維持により保存する。また、境内地のイチョウ・ムクノキの大木は樹齢が 400 年を超え西南戦争当時から存在したものと考えられ、「ふるさと熊本の樹木」にも指定された経緯があることから保護に努める。

③解説・案内

・寺全体や山門の弾痕についての解説が無く、来訪者に史跡の価値を伝えることができていないので、サインや解説版の設置を検討する。

④アクセス

・幹線道路からの誘導看板が無く、場所がわかりづらい。また、正念寺に寺の所有する駐車場はあるが寺利用者を優先とするため、玉東町役場駐車場や木葉駅周辺駐車場に駐車を促す必要がある。

（5）高月官軍墓地

1）現状

遺構である墓石は明治 11(1878)年に整備されたものである。天草砂岩で造られている墓石はその特性上、経年劣化が激しく後年建て替えられたものもある。また、西南戦争後に植えられたと思われる樹木の根の押し上げや枯れ枝の落下によって墓石にき損を及ぼしている箇所がある。

墓地の北側は高月児童公園であり、墓地への入口でもある。イチョウやモミジ等の紅葉する大木があり、地元住民には季節を感じる公園としてよく利用されている。

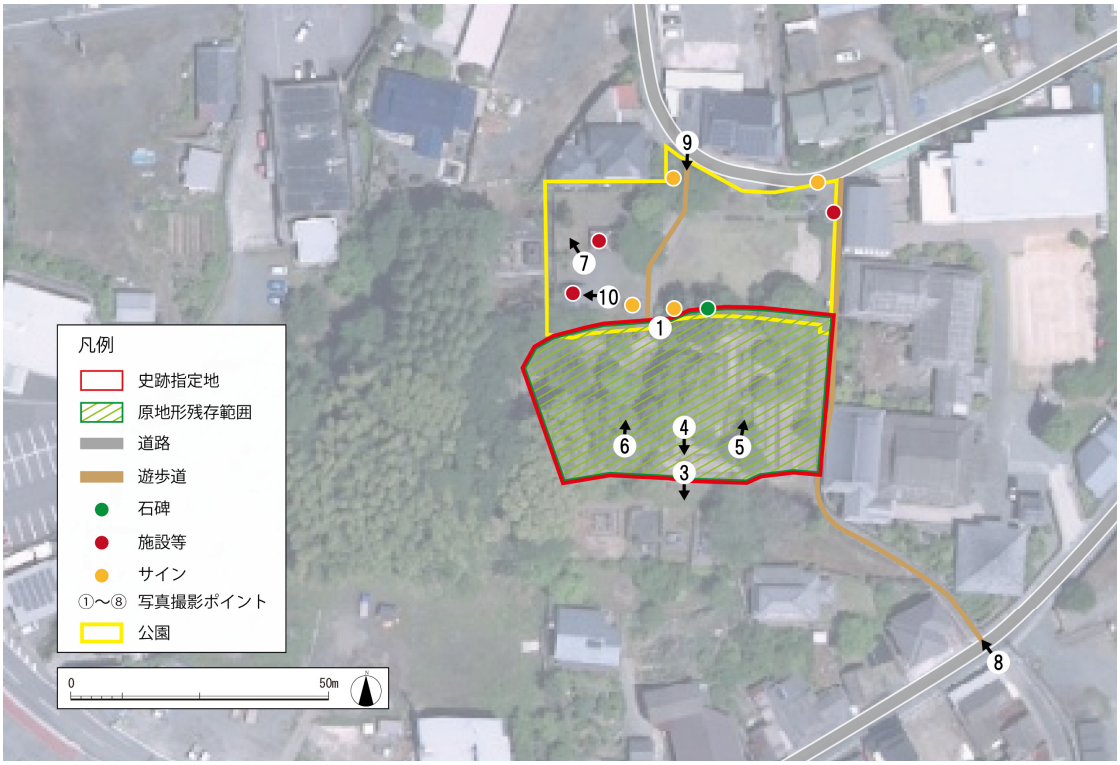

図 57. 高月官軍墓地現況平面図

①. 門扉石

②. 墓石

③．南側の眺望

④．解説板（熊本県設置）

⑤．植樹されたと思われる樹木

⑥．根の押し上げによる墓石のき損

⑦．墓石埋設地（史跡指定地外）

⑧．史跡地につながる小径
（史跡指定地外）

⑨．北側入口（史跡指定地外）

⑩．トイレ（史跡指定地外）

２）価値の分布と保存の状況

・墓地自体は明治 10(1877)年の西南戦争時に設置されたものであり、墓石は明治政府により明治 11(1878)年 5 月に整備された。すべて陸軍により設置されたもので天草砂岩が用いられている。砂岩という石材の特性で層状に剥離し、き損が著しいため、平成 11(1999)年に 23 基、平成 19(2007)年に 342 基が建て替えられている。平成 19(2007)年に建て替えられた墓標については、その保存のために墓地北側の公園敷地内に埋設している。また、現存するものに関しては、平成 20(2008)年に兵卒墓石 180 基、下士官墓石 16 基の石材強化、撥水加工処理を行っている。現状、目立った劣化は無く、経過観察中である（写真 2）。

・門扉石はコンクリート製であるため、後世に造られたものと思われるがその周辺の石組みは石割の技法から設置当時のものと考えられる。また、一部地表に露出している石製の暗渠遺構（未調査）、排水施設は、設置当時のものと思われる（未調査）（①）。

３）課題

①遺構の保存

・元来の墓石の維持管理のために経過観察を行い、適宜石材強化や撥水加工等の保存処理を行う必要がある（②）。

・墓地には多くの植栽があり、根による墓石の押し上げ（⑥）や枝の落下によって遺構にき損を与えているものがあるため、対策が必要である。

②解説・案内

・観光案内板（熊本県設置）があるが、来訪者に史跡の価値を十分に伝えることができていない。具体的な内容の解説板を設置することで、より史跡の価値を高めることができると期待される。

③景観の配慮

・史跡地の北側に隣接する高月児童公園内のトイレは周辺との景観の配慮がされていない。かつて児童公園には遊具があり、児童の利用が多かったが、現在は遊具が撤去され児童の利用が少ない。また、墓地周辺には公共施設が多くあり公共トイレも十分に設置されていることから、設置の是非については関係課と協議を行う。更新となった場合はデザイン面も含めて協議が必要である（⑩）。

（6）宇蘇浦官軍墓地

1）現状

遺構である墓石は明治 11(1878)年に整備されたものであるが、天草下浦の砂岩製で経年劣化が激しく建て替えられたものもある。一部安山岩製のものは状態良く残存している。

高月官軍墓地と同様に樹木の根の押し上げや枯れ枝の落下によって墓石にき損を及ぼしている箇所がある。また、園路横の法面に木々の根が張り出し崩落の恐れがある。土石流危険渓流区域に隣接しているため、災害時に土石流が流れ込む危険性が高い。

本史跡から少し離れた箇所に駐車場があり、史跡地まで急な坂道を登る必要がある。

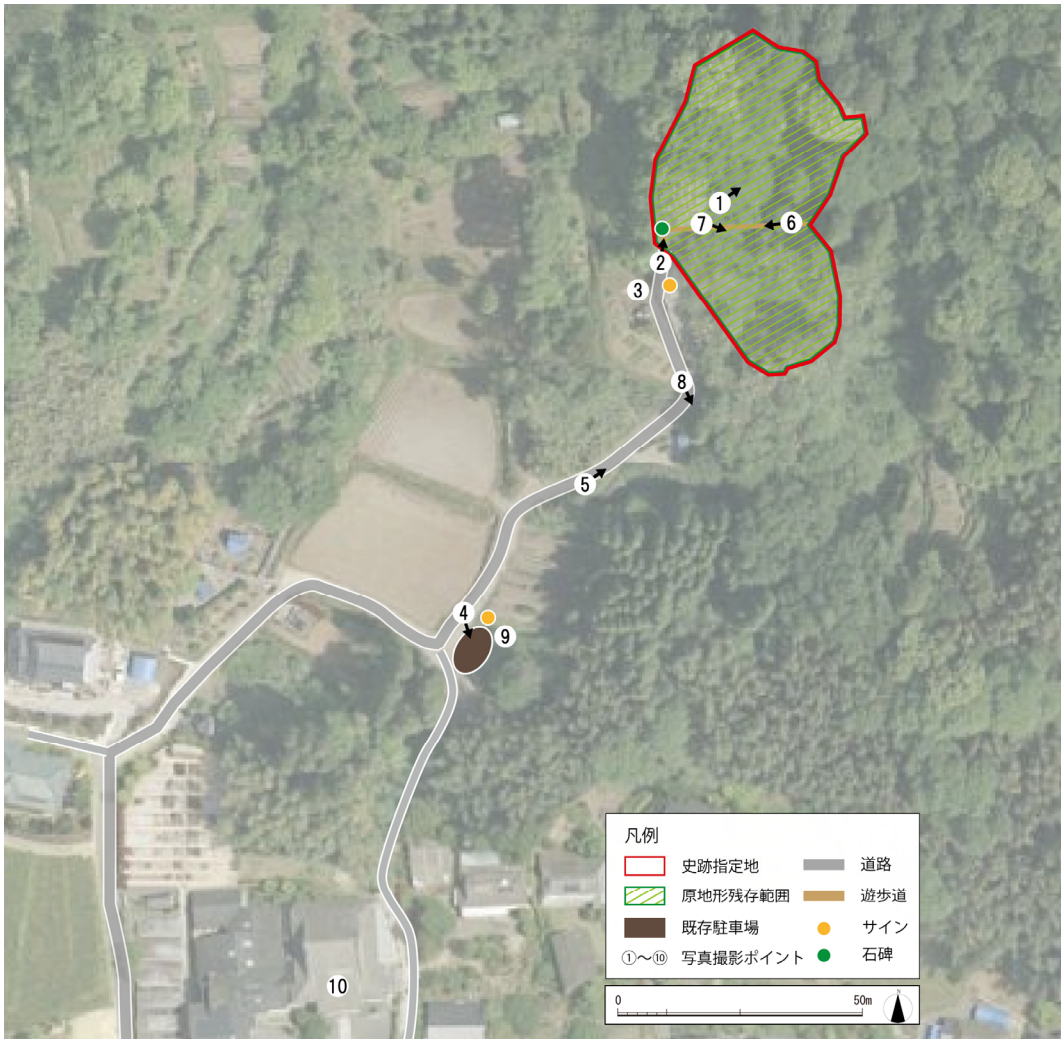

図 58. 宇蘇浦官軍墓地現況平面図

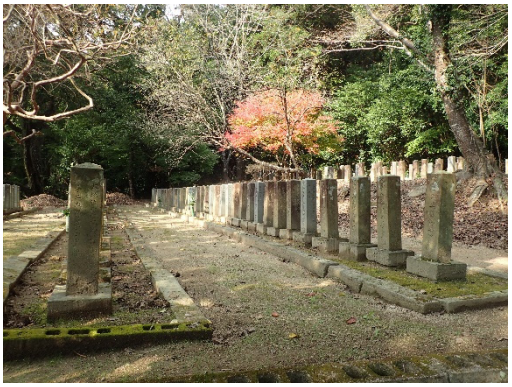

①. 墓石

②. 門扉石

③．解説板

④．駐車場

⑤．史跡地へのアクセスルート

⑥．園路横の法面

⑦．園路（土固化舗装整備済み）

⑧．駐車場候補地

⑨．誘導サイン

⑩．徳成寺

2）価値の分布と保存の状況

・高月官軍墓地と同様に設置されたものであるが、399 基の内 64 基は内務省が設置した警視隊のもので、墓石には安山岩が用いられている。
・陸軍の墓石は高月官軍墓地同様、砂岩製であるため劣化が激しく、昭和 61(1986)年に 189 基が新しく建て替えられた。平成 11(1999)年に 23 基、平成 19(2007)年に 342 基が新しく建て替えられている。また、平成 5(1993)年に 80 基の保存修理を行っている（詳細不明）。平成 20(2008)年に兵卒墓石 50 基、下士官墓石 24 基、将校 6 基の石材強化、撥水加工処理を行っている（①）。
・警視隊の墓石は良好な状態で現存する。
・門扉石や石垣は墓石と同時代のものと思われるが、入口右手のものは倒れており、修復されていない（②）。

3）課題

①遺構の保存

・墓地には多くの植栽があり、根の押し上げや枝の落下によって遺構にき損を与えているものがあるため、伐採する必要がある。
・土石流危険渓流区域に隣接しており災害時に土石流が流れ込む危険性が高い。周辺の地形に留意しながら保護対策を図る必要がある。

②解説・案内

・解説板は既存のものがあるが、来訪者に史跡の価値を伝えることができていない。より具体的なものを設置することでより史跡の価値を高めることができるものと思われる。

③獣害対策

・イノシシ等による被害が多いため、獣害対策を講じる必要である。

④駐車場

・既存駐車場から史跡地へのルートは急な坂道（⑤）を登る必要があり、高齢者や障がい者の来訪を念頭に置き、検討が必要となる。

⑤史跡地内の遊歩道

・史跡地内の遊歩道横の法面は木々の根が張り出し、崩落の恐れがある（⑥）ので、法面保護の検討が必要となる。

⑥その他

・宇蘇浦官軍墓地の南側には、西南戦争時の繃帯所跡と伝わる徳成寺がある（⑩）が解説板等はなく来訪者に史跡の価値を伝えることができていないので、サインや解説版の設置を検討する。

３－１０．活用整備に向けた課題（総括課題）

本史跡の活用整備を進めていくにあたり、対応すべき課題を以下に整理する。

（１）遺跡の保存・修理

１）遺構の保護

本史跡を構成する遺構の中で、特に喫緊に保護を必要とするものは、高月・宇蘇浦の両官軍墓地の墓石群である。石そのものの経年劣化に加え、周辺の樹木の成長による倒伏も懸念されており、速やかな対応が求められる。

その他の遺構については､地下遺構を含めた地形そのものを適切に保存していく必要があり、今後の整備において、これらの遺構に影響を与えないための保護措置を講じる必要がある。

２）景観の保全

遺跡の周辺に拡がる農地等に代表される土地利用は、本史跡の歴史的風致を形成する重要な景観構成要素であることから、こうした土地利用の保全、ひいては風景を支える町民の暮らしを含めた保全に対して、持続可能な施策展開が必要である。

（２）整備

１）有形要素の表現と無形要素の伝達

本史跡は、戦争遺跡という特性上、当時の戦闘行為や眺望により認知される遺跡間の関係性といった目に見えない要素により語られる価値が数多く存在している。

そのため、数少ない有形要素については、効果的な表現を用いてイメージ喚起のためのきっかけとなる整備が求められる。一方で、無形要素については解説展示等の手法を用いる等により、ストーリーとしての伝達を意識した情報発信を行う必要がある。

２）新たなオープンスペースとしての整備

史跡整備は、その価値を来訪者に伝えるために整備を行うことが第一義であるが、一方で、町民の日常的な活動に資する新たなオープンスペースとしての機能発揮についても期待されるところである。

そのため、様々な利用者の行動を想定しながら、公園的利用の視点で、安全性、快適性を満たすための整備を行う必要がある。

３）未公有地及び残存する諸要素の取扱い

多くの未公有地や、農業関連の施設が今後も残存していく状況の中で、日常的な営農活動に支障をきたさない整備が必要である。

また、活用整備において阻害要因となる諸要素については、所有者との協議により調整を図る等、計画的な対応を図っていくことも必要である。

４）長期に及ぶ整備への対応

広範に所在する本史跡全体の整備完了に至るまでには、長期間を要することが予想される。その中で、町民や来訪者が「変わってきた」と実感できる段階的な整備が必要である。また、イベント等を定期的に実施することで、整備の谷間となる期間を補完していく。

（３）活用

１）歴史学習コンテンツの充実

西南戦争の概略を知り、またその当時の状況を理解するための情報提供が求められる。前述したように、有形要素による情報伝達が限定的であることから、それを補完する展示やプログラム等の充実を図っていくことが重要となる。

また、町内外の小中学校を対象に、学校教育の中で利用できるようなメニューの開発が求められる。

２）来訪者のニーズに対応する多様性

多くの人を本史跡に呼び込むためには、史跡の価値を伝えるだけではなく、まずその場所に訪れてもらうきっかけを提供することも必要である。史跡に興味を持っていないユーザーに対しては、まずは足を運んでもらい、次の段階で価値に触れる機会を創出するといった戦略が必要である。

また、町民にとっては、日常的に訪れたくなる場所であることが重要であるが、来訪者にとっては、いつ来ても楽しめるコンテンツの充実が必要である。そのため、歴史学習のための活用プログラムに加えて、町の様々な魅力とリンクしたイベントの開催等、より多くのニーズへの対応を図っていく必要がある。

３）町の観光ネットワークへの組み込み

フットパスやウォーキングルートといった、町が既に取り組んでいる回遊プログラムと連携し、西南戦争遺跡をはじめ町内の歴史・文化、景観、暮らしといった様々な魅力へと展開するフィールドミュージアムとしての重層的なプログラムを構築していく必要がある。

（４）運営・体制

１）庁内体制の強化

本史跡の保存管理については、社会教育課が継続して実施していくが、今後の整備や多岐にわたる活用展開を目指していく上では、現在の体制では困難であることが想定される。

特に、フィールドミュージアムとしての事業展開を視野に入れる場合には、他課の主管事業との連携を促進するための庁内連携の取り組みが必要であり、そのためにも町の重点的な施策として本事業を位置付けるといった方針設定をする必要がある。

また、直営での事業実施もさることながら、事業全体をマネジメントできる人材を新規に登用するための制度設計や、予算の確保といった仕組みも重要である。

２）外部との連携

町内のみで完結する活用プログラムを想定するのではなく、本史跡の構成遺跡が所在する熊本市との連携を基盤として、宮崎県、鹿児島県、大分県において、西南戦争関連遺跡を有する自治体までを含めた広域連携を構築する必要がある。

また、本史跡の保存活用において、もっとも重要なステークホルダーとなる町民との連携においては、史跡の価値を伝えていくことでより多くの来訪者を呼び込み、その交流を通して史跡への愛着形成を目指す必要がある。

さらには、民間組織等の団体や民間事業者、大学といった組織との協働の中で、本史跡そのものをマネジメントしていく体制づくりを進める必要がある。特に、本史跡を案内するボランティア組織や管理を行う団体について、現在は無償の活動が多く持続性に欠ける団体がある。有料のプロガイドとしての活動を推進することや管理費の補てん等、収益性と関連させるシステムをつくる必要がある。

３）維持管理にかかる持続可能な仕組みの構築

町域全体に分布する本史跡の保存活用を進めていくためには、今後も継続的な維持管理を推進していくための予算の確保が求められる。

保存管理においては、草刈りをはじめとした日常的な維持管理から、遺構、遺物や地形といった構成要素の経年劣化に伴うき損への対応等が求められる。

また、公開活用に係る施設については、定期的なメンテンナンスはもとより、調査研究に応じた提供情報の更新やコンテンツそのものの改修等の対応が必須事項となる。

将来的な町の財政状況を勘案した場合、これらのランニングコストの確実な捻出が厳しくなっていくことが予測されることから、町単費に依存しない維持管理の仕組みを含めた維持管理の手法を構築していくことが求められる。

４）事業計画に基づく推進

町内の広範囲に所在する本史跡の活用整備には、今後かなりの長期間を要することが想定される。

そのため、長期的な視点に基づき、玉東町のまちづくりにおける本史跡の整備活用の役割を共有し、上位計画との調整等、町の施策の中での明確な位置づけ等を行う必要がある。